

農業委員選挙人名簿の登載申請について

「農業委員会委員選挙人名簿」を、毎年1月1日現在で調製します。

登録要件を満たし、申請された人は選挙人名簿に登載され、農業委員会委員選挙の投票を行うことができます。

登録要件を満たしても、名簿に登載されていない場合は、委員選挙の投票ができませんので、もれなく申請をお願いします。

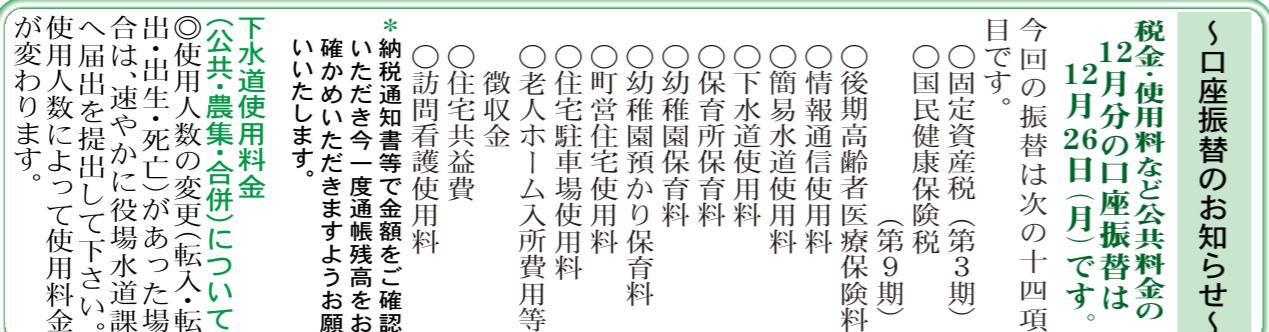
※申請書は全戸配布しています。

- 詳しくは自治会配布文書をご覧ください
- 申請期限：平成24年1月10日（火）

【お問い合わせ先】

奥出雲町農業委員会

有線：31-5289／電話：54-2514



新着図書案内

今月のピックアップ

「脳がよみがえる 脳卒中・リハビリ革命」 市川衛著

あきらめるのはまだ早い。「川平法」「BMIリハビリ」など、脳の秘められた回復力を引き出す驚異のリハビリ法を徹底紹介。NHKスペシャル「脳がよみがえる～脳卒中・リハビリ革命」（TRCマークより記載）

仁多カルプラ図書室

マスカレードホテル

峠うどん物語

親がラクになる叱らないでOK！な子育て

救命

たっくんのおしる

ひみつだから

希望の木

（東野圭吾）

（重松清）

（シタイナー）

（海堂尊）

（土屋富士夫）

（ジョン・バーニンガム）

（カレン・リン・ウイリアムス）

1月の休館日
1日～3日、月曜日、31日

横田センターグラフィック

舟を編む

不自由な心

マンガでわかる統合失調症

人気のパスタ

ととけこう よがあけた

セーラーとペッカ、町へいく

（ヨックム・ノードストリューム）

（目黒伸一）

食物連鎖の大研究

（三浦しづん）

（白石一文）

（中村ユキ）

（田口成子）

（こばやしえみこ）

（ヨックム・ノードストリューム）

（目黒伸一）

1月の休館日
1日～3日、日曜日、月曜日、31日

所得税確定申告及び町県民税申告相談のお知らせ

申告準備はお早めに！

平成23年中の所得にかかる申告期間は

『平成24年2月16日（木）から平成24年3月15日（木）まで』です。

例年どおり、仁多地域（カルチャープラザ仁多）、横田地域（横田コミュニティセンター）の2か所に会場をわけて申告相談を行います。

日程などの詳細については、1月下旬配布の広報にあわせて全戸配布します

なお、国税庁のホームページをご利用になれば、所得税の申告書をご自身で作成することができます。作成した申告書は郵送にて申告できるので大変便利です。是非ご利用ください。

また、電子申告（e-Tax）をされると所得税の税額控除（上限4,000円、1回のみ）を受けることができます。詳しくは国税庁ホームページをご覧下さい。

～農業所得の申告準備はお済みですか？～

期限内に申告ができるように収入・経費の仕分けなど、早目の準備をお願いします。

※農業所得申告の事前相談は1月下旬に実施予定です。（場所：横田庁舎）

【国税庁ホームページ】

<http://www.nta.go.jp>

【お問い合わせ先】

奥出雲町役場税務課 有線：20-4256

電話：52-2671

大東税務署 電話：43-2360

町税の納付について

○町税は必ず期限内に納めましょう

町税は、町民の皆様が健康で安全・安心な暮らしができるよう、福祉・教育・社会資本整備等の充実を図るために重要な財源です。

督促状・電話・文書により納税を促す作業は余分な経費がかかることがあります。さらに、納期を過ぎると督促手数料が追加されたり、差押え等の滞納処分を受けることがあります。

○滞納処分を強化しています

◆滞納処分とは、町税等を滞納している方に対して、法律に基づく手続きにより行う処分です。

①督促

納期限までに納付されない場合は、督促状を送付し納税を促します。

②催告

文書や電話により納税を促します。

③財産調査

官公署、金融機関、勤務先等に対し財産調査を行います。

④差押

財産調査で把握した滞納者の財産を差押えます。

⑤換価

差押え後も完納とならない場合は、差押えた財産を公売により換価（換金）し、滞納している町税等に充当します。

●●こんなときには納税相談を●●

■いろいろな事情で期限内に納めることができない場合には、そのままにせず、早めに役場税務課までご相談ください。

■災害にあわれたり、生活扶助を受けているなど特別な事情がある場合は、分割して納税したり、期間を遅らせたりすることができます。

従業員の個人住民税は特別徴収の実施をお願いします

◆「特別徴収制度」とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、毎月、従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税+県民税）を天引きし、市町村に納入いただく制度です。

所得税の源泉徴収をしている事業者（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないとされています。（地方税法321条の4）

◆従業員ごとの住民税額は、市町村で計算してお知らせしますので、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。

◆従業員の方にとって、納税のため金融機関等に出向く手間が省けます。また、年税額を12回で納めていただくので、1回あたりの負担額が少なくなります。

●●お問い合わせは役場税務課まで●●